

中央本部「電気部門の変革2022」に関する解明申し入れ提出**【電気部門の新たな新幹線体制の確立について】**

- 8.新幹線部門における、採用と人材育成、異動の具体的な方針を明確にすること。
- 9.新幹線部門と在来部門との異動の有無を明確にすること。
- 10.新設される電気部門の新組織と、各技術センターの役割と担当する業務の区分を明確にすること。
- 11.既に設置されている新幹線に特化した技術センター等の変更内容を明確にすること。
- 12.技術センターに配置するグループと、それぞれの担当する業務について明確にすること。
- 13.拠点メンテナンスセンターの設置目的、体制、業務内容を明確にすること。
- 14.現状で配置されているメンテナンスセンターを廃止する基準と根拠を明確にすること。
- 15.新幹線担当者の融合教育を行う目的を明確にすること。
- 16.融合教育のカリキュラムを明確にすること。
- 17.直轄化する検査について、遮断器の範囲を明確にすること。
- 18.在幹共有駅における、保守区分の変更の有無を明確にすること。
- 19.組織を分離したことによって生じる、財産の保守区分の整理について明確にすること。
- 20.保守作業の調整等を行う担当者の配置について明確にすること。

【在来線の効率的なメンテナンス体制の確立について】

- 21.在来線におけるメンテナンス体制について、将来の展望を首都圏と地方線区それぞれについて明確にすること。
- 22.設備管理に対する最終判断とは何を指すのか明確にすること。
- 23.パートナー会社との水平分業が定着しているとする根拠を明確にすること。
- 24.現状で配置されているメンテナンスセンターを廃止する基準と根拠を明確にすること。
- 25.廃止となるメンテナンスセンターから、管理するメンテナンスセンターへ移管する業務について明確にすること。
- 26.廃止となるメンテナンスセンターから、TEMSへ移管する業務について明確にすること。
- 27.TEMSに移管されたエリアにおいて、設備障害等が発生した際の復旧のあり方について明確にすること。
- 28.TEMSのプロパー社員育成の状況を明確にすること。
- 29.TEMSのサービスセンターの設置状況を明確にすること。
- 30.TEMSのサービスセンターごとの協力会社の数を明確にすること。
- 31.デポを設置する目的、予定箇所、配備する備品等の内訳を明確にすること。
- 32.非効率的とされている夜間作業に対する基本的な考え方と対策を明確にすること。
- 33.設備21施策実施以降の、電気系統における設備数量、工事量の推移を明確にすること。
- 34.パートナー会社が単独で行う障害復旧対応等について、内容、範囲、JR直轄との関係性を明確にすること。

解明申し入れ③へ続く→